中小企業政策の国際比較 ---分析方法と比較基準をめぐって---

福島久一

Ⅰ 激変する世界と日本―問題意識―

戦争の世紀、激動の世紀だった20世紀が終わ リ,21世紀が始まっている。第2次大戦後に約半 世紀続いた「米ソの冷戦体制」の崩壊、それに伴 う世界の市場経済化、経済のグローリゼーション と大競争の進展、情報・通信技術が加速化し、今 や地球環境を重視する価値観が世界の潮流となっ ている.この市場経済化、グローバル化、情報化 の奔流が相互に規定し促進しあいながら、多国籍 企業のグローバル企業をめざした合併・買収・提 携、合従連衡の世界的再編を招き、国境を越えた 「資本連合」としての世界独占の登場・形成を促 迫させている。 グローバル企業の活動は、 購買、 製造、販売、研究開発等の事業展開を世界大で展 開し始めているのである. まさに「資本と生産の 世界的集積」の新しい段階、資本の世界的競争の 段階にはいっている。米・欧・日の3極を軸にし たこうした多国籍企業の世界独占体制の形成は、 資本が支配する新しい国際的ステージへの進化で ある同時に、日本経済を大きく揺さぶり、経済構 造・産業構造の変革を迫っている.

たしかに、日本経済は、80年代に欧米へのキャッチアップのプロセスを完了したものの、資源依存型の経済が大量生産、大量消費の産業構造を限界まで押し上げた。しかし、90年代のバブル経済崩壊後の「失われた10年」の中でさえ、グローバル化時代に対応する経済システム転換を果たしえず、深刻な経済構造の問題に直面してい

る. 日本の企業制度の根幹をなし、成功要因で あった日本型システムといわれた終身雇用、年功 序列、企業別組合、株式の相互持ち合い、企業間 の長期継続取引や企業集団、下請・系列制等が修 正・再編と崩壊の過程に入り、企業の倒産・廃業 が開業を上回る事態が続いている. こうした中, 一部の中小企業を含む日本の独占大企業は、国内 では生産の縮小、雇用削減、下請・系列企業の切 り捨て・再編といった合理化を推進する一方、過 剰生産, 過剰資本を克服する手段として, アジア を中心に積極的な海外直接投資を行っている.独 占大企業は、グローバル企業をめざして活発な生 産拠点の海外移転や海外生産の拡大、製品・部 品・資材の国際調達や日本への逆輸入の拡大等を 通じて世界的視野での資本蓄積・再生産構造の再 編成を展開している.

日本の独占大企業の本格的なグローバル化の進展と世界独占体制の形成は、国内独占と世界独占との対抗と協調を基調としているが、これまでの国民経済構造に規定され、その枠内で発展してきた日本中小企業の存立の条件と場を世界経済構造から直接的に規定されることに変化させた。中小企業は世界経済に組み入れられ、深く関連し、その存立を世界市場から規定されることになる。とりわけ情報通信革命は、市場の場の空間的拡大一例えば、インターネット取引に見られる「仮想市場」、国境をこえる電子商取引であるBtoB取引やBtoC取引一を加速させ、その結果、中小企業といえども世界市場という新しい市場と結びつ

き、投げ出され、影響を受けることになる。イン ターネットを媒介にした製品・部品・部材の国際 調達や国内の地域産業集積の崩壊と新たな創出の 動き等に現れ、グローバル経済とローカル経済と が直結する段階に入っている. こうして国内外を 一体化した新しい国際的ステージの下での日本経 済の構造矛盾が中小企業・労働者に集中的に転嫁 され、総体としての中小企業に新たな構造問題を 現出させているのである¹⁾. こうして激変する内 外経済での現段階の中小企業政策の課題は、新し い世紀に合ったどのような皮をまとい、いかなる 中小企業像を設計・構築するのか、そのグラン ド・デザインの視座を画定し、変身することを求 められている。我が国の中小企業政策は、1963 年に制定された中小企業基本法に基づいて実施さ れてきたが、99年12月に抜本的に改正され、政 策理念の大転換をはかったのである²⁾. まさしく 日本中小企業にグローバルな理念へのパラダイム 転換が起きており、過去の歴史を延長するだけで は未来を描くことはできない状況なのである。21 世紀の中小企業がどのような方向に変身し、いか なるビジネスモデルを構築するかが課題となって いる.

以上のような日本中小企業の問題と政策の方向を意識して、中小企業政策の国際比較という課題に接近したい。とりわけ日本中小企業がアジアを中心に世界的に進出し、活躍している今日、日本の中小企業政策がグローバル経済にどのように適応していくのか、また日本企業の進出先国でどのような問題が起きていて、しかも解決を迫られているのか、という視点から世界の中小企業問題と

問題と新展開―構造変化の評価と中小企業政策の展望―」

日本中小企業学会編『中小企業 21世紀への展望』 同友

館,1999年4月,日本大学経済学研究会『経済集志』第

68 巻第 3 号, 1998 年 10 月参照.

中小企業政策の国際比較の分析方法と比較基準の 検討を通じて民主的中小企業政策の構築方向を探 ることにする.

Ⅱ 中小企業政策への期待の高まり

世界が動いている。それは、情報・通信技術 (ICT) 革命が地球規模で時間と距離を縮め、その 加速化が経済のグローバル化と一層の競争を促進 するという両者の相互規定・同時進行による急速 な変化である. そして経済のグローバル化の進展 は、一国を単位にした国家や経済の枠組み、国境 を残したままの国際的経済諸関係を越えて、市場 原理を軸にした地球規模大の経済が一体化した新 しい段階に入っている. このグローバル化の方向 は、労働力、財・サービス、資金、情報・知識と いった経済資源の利用・移動のみならず、取引き 慣行、慣習をも含めたアングロサクソン型グロー バル・スタンダード化(フリー、フェア、オープ ン)として普遍化されようとしている. しかもこ の世界標準化の動きは、米欧日の多国籍企業が、 合従連衡を通じた合併・買収、合同、資本・技 術・業務等提携を図ることによって、全世界的な 企業を目指すグローバル企業への飛躍として位置 づけられている. 自動車生産の「ダイムラー・ク ライスラー」のグローバル企業誕生はその象徴で あった. 多国籍企業の活動は、国際的展開から世 界的展開へと大きく広げると同時に、世界大での 競争に勝ち抜くための競争優位の条件と場を確立 し, 購買, 製造, 販売, 研究開発等の事業展開を 世界の中で最も効率的な環境下で行うべく活動し て最大限利潤を保証することにある. 現段階は 「まさに企業が国を選ぶ時代」へ突入したのであ

こうした一部中小企業を含む多国籍企業の世界 的展開とそれら国際独占資本間の大競争は、結 局、一国の社会経済構造をも規定することによっ て、従来とは比べものにならない程に格段の経済 の動揺と不安定性を国民経済のみならず、世界経 済に内包させることになっている。特に製造業に

るのか、という視点から世界の中小企業問題と

1) 福島久一「グローバル化時代における中小企業の構造

²⁾ 福島久一「中小企業政策の大転換―中小企業基本法の 改正をめぐって―」日本大学経済学研究会『経済集志』 第69巻第4号,2000年1月参照.

おける多国籍企業の本格的世界展開は、海外生産 比率と海外雇用比率を拡大する一方、国内では生 産と雇用を縮小し、「産業空洞化」と「地域の疲 弊」をもたらし、失業の増大、貧富差の拡大、地 域間格差の拡大等を醸成している。こうしたこと は、まさにグローバリズムとナショナリズムとの 利害対立・相克を意味しており、新時代を迎えた 今、いかにして国内の社会経済を安定化させるか という厳しく困難な新たな課題を提起している。

そして世界経済の動揺と不安定性への対応として、また自国経済の再生や経済の活性化をはかる経済問題解決の鍵として、世界では中小企業の果たす役割への期待と関心の高まりが起きている。国際機関であるILO(国際労働機関)やUNC TAD(国連貿易開発会議)、UNIDO(国連工業開発機関)、OECD(経済協力開発機構)をはじめ、地域経済統合をめざすEU(欧州連合)やASEAN(東南アジア諸国連合)等では中小企業の経済的・社会的・地域的な諸活動の重要性を認識し、その育成と振興の促進を求めている。

さらにこうした動きとともに, 世界各国では, 市場経済へのスタンスの違いを持ちながらも、そ れを基調にしたグローバル経済における中小企業 の存在意義、ダイナミックな成長・発展への期待 と可能性、さらには新しい中小企業政策の必要性 と施策の強化等が新たな課題となっている. 各国 の中小企業の政策を一瞥すると、いずれの国も中 小企業の果たす役割への期待が大きいといえる. 先進国の欧米や日本では、大企業のリストラク チュアリング(事業の再構築)が進行するもとで 雇用の合理化・削減が激しく、中小企業や創業 が、雇用の吸収と創出、地域振興や新産業創出の 観点から期待されている. 東欧や旧ソ連の旧社会 主義国では、中小企業の簇生と企業家活動の活発 化が市場経済化と経済再建への担い手として、社 会主義市場経済を目指す中国は、国有企業改革の ため郷鎮企業を中心にした民営化への移行と経済 成長への役割を、そしてベトナムではドイモイ政 策の下で中小企業の振興によって企業の競争力強 化と雇用吸収力の向上を期待している。発展途上国、とりわけアジア NIEs の台湾、韓国、シンガポールでは新技術、新産業を開拓する原動力に、タイ、マレーシア、フィリッピン等の ASEAN では大規模生産のサポーテイング・インダストリーと輸出振興を担う等が期待されている³⁾.

もっとも、こうした期待の差異は、各国の中小企業の定義・範囲、中小企業観、中小企業政策の理念や政策目標等に違いがあるからである。したがって中小企業の果たす役割への期待は、各国の歴史的・文化的背景、経済社会の発展段階やや産業構造、さらには自国の置かれた国際環境によって様々のものがあると同時に、その役割も時代の状況に応じて変化している。そして各国が採用する政策にも、差異と多様性が認められるのである。ともあれ、中小企業への期待は、経済のグローバル化と世界経済のシステム化が進行すればする程、むしろ地域密着性と競争性を持っている圧倒的多数の存在である中小企業セクターの新生と安定化の方向こそが健全な均衡ある経済構造の発展につながると考えられていることにある。

しかしながら、先進資本主義諸国、旧社会主義 諸国そして発展途上国諸国のいずれにおいても、 総体としての中小企業は「異質・多元」の存在で あるだけに、中小企業の積極的役割への期待と可 能性のみには留まらない、総体としての中小企業 は、確かに一面では発展の可能性をもっている が、他面では問題性を含む、二面的性格があるの である、欧米日の多国籍企業の活動を中心にした 経済のグローバル化と世界経済のシステム化の進 展が、各国の中小企業の存立の条件と場を大きく 変化させて新たな構造問題を現出させているこ

³⁾ 海外の中小企業の現状と政策を論じた著作が近年多く公刊されているが、中小企業政策の国際比較に関するものは少ない、政策を取り上げていても当該国の政策紹介や特徴の指摘であることが多く、政策比較や政策評価・政策効果に関わる議論は余り見られない。中小商工業研究所編『現代日本の中小商工業―国際比較と政策編―』新日本出版社、2000 年 4 月参照。

と、しかも中小企業は、多国籍企業化した独占大 企業の場合とは質的に厳しい条件にありながらも グローバル経済に適応せざるをえないというこ と、それ故に歴史的・構造的視点のみならず、世 界的視点からの中小企業政策が要請されているの である. 多国籍企業の世界的再編と展開の本格化 は、中小企業問題の新たなる展開、「世界化」でも あり、「中小企業問題はいまやグローバルな構造 矛盾 🕆 に転化したといえるのである. こうして 現段階の中小企業問題は、国民経済構造の矛盾の 一局面であるだけではなく、 グローバル経済構造 の矛盾の一局面へと転廻し、分析視座のパラダイ ム・シフトが起きているのである。そしてこの座 標軸の転換は、具体的にはこのグローバル経済の 中のパラダイム転換における中小企業の存立・存 続に対して、グローバルで普遍的な中小企業研究 の視座と方法の確立が問われているのである.

かつて山中篤太郎氏は「国際性のある」中小企業理論への転廻を、「経済の国際化」と「世界の中の中小企業」との二つの視野に区分し、前者の動向は後者の動向の一つの推進要因になっているという。その意味で、「世界の中の中小企業」を、各国の中小企業認識の相違を認めた上で、「なおこれを統一して一体として認識する統一的理解法則」 をもつことが、科学的な中小企業認識となるにいたることを指摘していた。その含意は、中

小企業の世界化を認識した上での国民経済構造と 世界経済構造との区別とその連関を統一的に把握 することであると考えれる.

いずれにせよ、中小企業への重要性が世界的に 共通する認識となっているものの、その重要性と 期待の内容には、中小企業の成長・発展だけでは なく、多国籍企業や独占大企業との関係から生じ る問題性を内包しており、各国中小企業の存在と 構造、存在意義と経済的・社会的・文化的役割、 中小企業の創業・存立・存続を保証する政策等に は差異がある.

Ⅲ 国際比較の方法と基準

(1) 中小企業の範囲・定義の多様性

中小企業政策を実施する場合、その対象としての中小企業の範囲・定義を確定することが必要である。瀧澤菊太郎氏は、「中小企業とは何か」を明らかにすることは、1)中小企業政策を具体的に実施すること、2)中小企業の国際比較を可能にすることのために重要な意味を持っていると指摘している。

「中小企業とは何か」の理論的概念規定は、各人の立場の相違、課題設定への問題意識や視角、問題内容の重点の置き方、各学説によって異なっていて多様である。そしてその量的範囲規定もまた、各国の経済発達段階、生産力・技術水準、更には政策意図等によって法的・制度的に差異がある。また、法的整備が行われていない国ではその範囲さえ明確でないこともある。旧社会主義国では、中小企業というよりは国有・公有企業と民営・私営企業との区別が軸で規模の大小が重視されないこともある。

加えて、規模概念においても「事業所規模」か、 「企業規模 | かという問題がある. 中小企業の場

⁴⁾ 佐藤芳雄「はしがき」日本中小企業学会編『大転換する市場と中小企業』、1998年4月、同友館、なお、同氏編『21世紀、中小企業はどうなるか―中小企業研究の新しいパラダイム―』慶応義塾大学出版会、1996年5月、第1章では、パラダイム・シフト(座標軸の転換)を組織、市場、技術の3軸の転換から整理し、その転換の内容とスパイラル的連関発展を論じている。

⁵⁾ 山中篤太郎「経済の国際化と世界の中の中小企業」,藤田敬三・藤井 茂編『経済の国際化と中小企業』有斐閣,1976年11月,第2章,31ページ.ここでの「世界の中の中小企業」とは、各国中小企業の存在と中小企業認識の形成,そしてそれを貫くものとしての世界化の要因は、1)中小企業の重要性認識,2)大企業展開との対比における認識,3)中小企業相関についての国内的視野の国際的拡大,が与えられることであるという.(30~31ページ).

⁶⁾ 瀧澤菊太郎「中小企業とは何か―認識型中小企業本質 論―」小林靖雄・瀧澤菊太郎編『中小企業とは何か―中 小企業研究55年―』所収、有斐閣、1996年、1~34 ページ

合,多くの場合1企業1事業所であることが支配 的である. これに対し大企業の場合, 1企業で複 数以上の事業所を所有していることが多く、その 中には中小事業所もあり、事業所を政策対象にす ると大企業が中小企業政策の対象となり矛盾が生 じる、また、規模概念を検討する場合、「生産規 模」か、それとも「経営規模」か、という違いが ある。前者は、生産技術的要因によって決定され 「最小費用規模」を目的にしているのに対して、後 者は経営管理的要因によって決定され、「生産規 模」概念をも含んだ「最大利潤規模」を目的にし ている. 両者は区別されるものの、密接な関係に あり、いずれか一方だけの分析では問題が残る. そして規模を計測する基準にどのような指標を使 用するかも各国によって異なっている、計測する 指標としては、従業員数、資本金額、出荷額、販 売額、付加価値額、固定資産額等が用いられるが、 それも各国によって異なっているし、また業種に よっても使用する指標は異なることが多く、規模 の区分にも相違がある. 日本は、従業員数と資本 金額の2つの指標を基準に使用して、工業・鉱業 等、卸業、小売業、サービス業における中小の規 模範囲を定めているが、諸外国と必ずしも同一で はない、このように中小企業の範囲・定義は、い まだ必ずしも科学的に定説化されておらず、中小 企業政策の策定上から量的規定をしているもの の、各国によって異なり、多様である. 量的規定 は、変化する相対的概念であるが故に中小企業の 本質を明らかにするにはその質的規定が問われる のである.

(2) グローバル矛盾としての中小企業

中小企業の国際比較を分析する前提として各国中小企業構造の現状を歴史的に把握し、そこでの問題がいかなるものであるかが重要となる。中小企業を政策対象の課題とするために中小企業問題の内容が問われるのである。いづれの国の場合も、中小企業が大量・広汎に存在しているが、この事実は中小企業が安定的に存立していることを

必ずしも意味するものではない、中小企業の中に は成長し、場合によっては「中堅企業」、大企業に まで成長・発展する企業もあるのは事実である. しかしながら、こうした事実があることを認める にしても、中小企業全体ではほんの一部であり、 その成長・発展も内実は新しい中小企業層を利用 していることがあることも否めない。また、小零 細企業といえども業績の優良な企業が存在するこ とも少なくはない. こうした点で中小企業の成 長・発展性を認めるとしても、 それが全ての中小 企業ということではない. むしろ他方では、個別 中小企業の圧倒的部分がグローバル経済構造矛 盾・国内経済構造矛盾をもっており、問題性を担 う中小企業群としての存在が全体の支配的傾向で ある. 換言すれば、個別中小企業は、発展性と問 題性という「存立の二面性」をもっており、この 二つの側面が相互規定的・同時存在の関係として 規定されている。このミクロの問題が同時に、国 内経済構造矛盾としてのみならず、多国籍企業・ 世界独占が形成されている現段階では中小企業の 「グローバル矛盾」として止揚され、グローバルな マクロ問題へ転位しているのである.そしてこの グローバルな矛盾の中で中小企業の発展性を重視 するか、それとも問題性を重視するのかは各国の 政策理念や世界経済における「条件と場」によっ て異なるが、政策の国際比較をするには問題性へ の分析が重要である. 何故ならば, 中小企業が成 長・発展していく場合でも、制約としての問題性 を解消せずしては不可能であるからである. した がって分析の対象は、問題性を担う中小企業で あって、問題性=矛盾がどのような原因によって 生じているのかを明らかにすることが政策対象を 確定する上ではまずもって重要となる。問題性は 単に規模が中小であるということではない. つま リ中小規模が問題性そのものではなく、問題性の 原因が独占・多国籍企業の存在に伴う規模の中小 であることに密接に関係しているのである.現段 階では、多国籍企業・世界独占―国内独占大企業 ―国内中小企業―海外子会社を含む現地企業―国

内外労働者の関係が、種々に多様・複雑に関係し、輻輳して中小企業に矛盾が存在している。この諸矛盾の把握から中小企業政策の国際比較をするためには、各国が置かれた内外状況の中で、総体としての中小企業の問題性が、世界経済に規定されたグローバル矛盾か、国内経済構造矛盾かのいずれに強く規定されているのか、またその両者の規定による矛盾(単純な「二重の収奪論」ではない)であるのかを明らかにしなければならない、何故ならば、現実世界における資本の世界性と資本の国民性との対抗・協調が激しく展開する中で、中小企業の構造問題の解決の方向性を見定めることが必要と考えられるからである。

(3) 政策主体と中小企業政策の位置

さて, 中小企業政策という場合の政策対象は, 個別中小企業の視点からの経営戦略ではなく, 「中小」という一定規模企業であるが、その「層な いし群 | である「総体としての中小企業 | であり、 したがってその政策は、独占・寡占との競争と協 調、支配と従属というような極めてマクロ的な政 策枠組みが求められる. その点から中小企業政策 は、政策主体が総体としての中小企業の問題性の 内容を把握し、それを政策的に解決しなければな らないのかどうかを意識化し、政策として取り上 げることによって政策課題になる. この政策課題 の解決形態として、政策問題としての中小企業の 政策理念・目的が設定され、政策の策定・形成と 実施が進められることになる、しかし政策主体が 誰であるか、その性格や政策策定への参加システ ム、さらに策定形成プロセスによって政策のあり 方や意義にも違った様相を生じさせる. 政策は 「誰が、何を目的に、誰のために、どのような規模 で」行うのかが問題であり、当該国の経済民主主 義の成熟度を反映するものである.

それでは政策の担い手である政策主体とはなにか. 一般に政策参加による主体は、政策の形成・決定・実行の3つの主体に区別しうる. 政策の形成主体としては、国民・住民、利害集団である中

小企業者を含む経営者団体、労働組合、消費者・ 住民団体が中心であるべきであるが、政党・官僚 に委ねられていることが多い。中小企業者、住民、 労働者の声が中小企業政策の策定過程において反 映するかが経済民主主義の定着度を示すことにな り、政策形成主体の根幹である。決定主体は、近 代代議制の下では国権の最高機関である議会であ るが、政策が専門技術化してきているために、議 会が軽視・形骸化され、政策策定から決定に至る までの過程は実質上では行政・経済官僚に依存し ていることが多い. そして決定された政策は, 政 策実行主体である国家、その意思代行機関として の中央政府、または地方政府と具体的に担当する 省や部局が担うことになる. また公共政策 (public policy) としての中小企業政策は、一国を単 位とした場合には国家または地方自治体によって 遂行される. さらに、今日では先に指摘したよう に ILO 等の国際機関や EU、ASEAN 等の地域経 済統合機関でも中小企業政策の重要性を認識し, 政策主体として当該国政府と調整をはかりながら 振興指針の策定や政策勧告をおこなっている. 問 題はこうした政策の参加・形成、決定、実行の各 過程がいかに民主的に行われるかであるが、とり わけ決定過程は最も重要である。なお、政策主体 としては、下請関係に見られるような親・大企業 の下請中小企業政策といったような個別企業の立 場からの政策もあるが、本稿では取り扱わない.

こうして設定された中小企業政策は、資本主義 国では資本主義的経済政策に基底において規定されてはいるが、公共政策における経済政策一般と は区別された相対的に独自の政策領域をもった政策として存在する、経済政策が経済全体を対象と するのに対し、中小企業政策は経済政策の一構成分野であるが、中小企業を対象にした特殊な独自の一政策分野を構成しており、産業政策、労働政策、社会政策、地域政策等の特殊政策分野と相互に密接に結びつき、また重なり合う性格を持っている。しかし各国においては中小企業政策の政策有無に始まり、その位置づけ(経済政策の一環か、 産業政策の一環か,地域政策の一環か,雇用政策の一環か等),国民経済での役割(競争政策,反独占政策,雇用政策,創業・起業政策,輸出振興政策等),政策重点等に相違があるのはいうまでもない.さらには各国の経済発展段階や中小企業に関する法律,制度の有無,商慣行・習慣等各国の歴史的・構造的・制度的差異が存在している.したがって,各国の中小企業政策の個別性・特殊性と一般性・普遍性を明らかにしたうえで政策の国際比較をすることが求められる.

(4) 国際比較のための政策類型化

中小企業の海外直接投資を含む多国籍企業の世 界的展開と世界独占の形成という経済のグローバ ル化は、先進国であれ、発展途上国であれ、各国 中小企業との関係では直接的・間接的に問題を内 包しており、各国における中小企業問題の個別 性・特殊性の他に、グローバル矛盾としての共通 性をもってきている. その結果, 従来の国民経済 の中の中小企業政策という視点に固有であった一 国レベルでの政策理念や政策論理は変容を迫られ ている. 何故ならば交通・運輸、情報・通信技術 の高度の発達は、企業・産業、とくに製造業にお いて企業が国や立地を選び、国家を越えた空間で の活動を可能にしてきているが故に、世界経済の 中での広域的地域(great-sphere)政策やグロー バル政策の重要性を増進させることになっている からである.

それでは中小企業政策が対象となるのはどのような「地域空間」"であり、またどのように「地域空間」を設定するのか、その政策対象領域をどの

ような政策主体-例えば国連のような「国際的政 策主体 | であるのか、EU のような広域的地域政 策主体であるのか、一国レベルでの政策主体であ るのか、道府県や州政府のような地方自治体であ るのか-が政策を担うのかが課題となる. すなわ ち、中小企業政策の「地域空間」は、従来の国民 経済を枠組みにした一国経済単位の中小企業政策 から、企業の経済活動領域の広域化・国際化のも とでは、二国間・多数国間、更には地球的規模へ と拡大しているのである. 今や中小企業政策は, 1 国経済単位を越えて複数国での政策理念の共有 化(広域的地域中小企業政策), さらには世界的レ ベルでの理念の普遍化(政策の世界共通化)が要 請されているのである。例えば、EU では、マース トリヒト基準 (EU 条約, 92 年 2 月調印, 11 月発 効) の充足に向けて、各国が従来採ってきた中小 企業政策の実施範囲を著しく狭めつつ、ヨーロッ パ全体の政策強化の傾向を一段と加速させてい る⁸. したがって EU のような場合を考えると, ど のような政策主体を基準にするのか、すなわち EU という地域統合体と構成各国の政策主体との 関係における政策決定の主体が誰であるのか、ま たどのような政策モデルを設定するのか、そして 政策の整合性や調整の問題等が政策の国際比較を する上で問題となる. しかし他方では、一国政策 レベルではなく州等の地方自治体レベルへの政策 の分権化も進んでいることに注目しなければなら ない

このような世界的認識に立って中小企業政策の 国際比較をする場合、政策の類型化⁹⁾を試みるこ

⁷⁾ 地域の概念は多義的に使われていることが多い。地域を含意する用語では、例えば、集落一市町村一地域全体一地域間一国間等にも用いられ、さらに類語には、地区、地方、圏等がある。このことから地域とは歴史性、文化性、経済性、社会性等の何らかの特性を共有している国土の一定の区域であるといえる。

また、英語では、area, local, region, district, zone, community, sphere 等がある。本稿では経済的特性を共有できる区域を地域と考え、一定の経済地域を想定している。

^{8) (}財) 中小企業総合研究機構訳『ヨーロッパ中小企業白書 第6次年次報告2000』同友館,2001年6月刊の「第8章 中小企業政策における新たな展開」および「第13章 政策提言」を参照. なお,「条約」や「規約」のような拘束力はもたないものの,「EU基本権憲章」の制定(2000年12月)がEU構成国の政策の共有化を促進するものと考えられる.

⁹⁾ 類型(Type)とは、本質的な特徴を共通にもついくつかのものから抽象した1つの型を意味し、理念型(Idealitypus)とも考えられるが、その特色は経済的現実を個性的・質的に把握することにある.

とが必要である。中小企業は「異質・多元」であるが、そのことをも反映して中小企業政策は各国の問題意識や政策関心によって異なっている。しかしながら、現段階では中小企業問題が「グローバル矛盾」であるという立場からすると各国に共通する問題の共通性を抽出すること、したがって中小企業政策の国際比較の類型化は、まず何よりも多国籍企業・世界独占との関係において各国の政策が意識化され、策定されているかどうかが視点に据えられなければならない。この客観的基準を第1次視点にして、次に第2次視点としての国内独占・寡占と中小企業との関係における政策である。中小企業政策には世界独占・国内独占による収奪問題が常に存在していることに留意しておかなければならない。

このような政策類型化の客観的基準を基本前提 に、政策類型化のための具体的・客観的な比較の 指標=基準が問題になる. 政策類型化へのアプ ローチと指標はまさに多様である。 取り上げる問 題意識や視角によって異なってくる. 政策比較の 主要な指標=基準を考えると、社会経済的状況の 均質性,経済の発展段階別,国・地域別,政策理 念・目的・目標と政策手段, 政策策定過程, 経済 民主主義の成熟度, 個別分野の施策(プログラム) 別,産業別,課題別,地域別,中小企業政策と自 営業者対策のような階層別、個別事業(プロジェ クト) 別等がある. さらには具体的な政策内容に おける近代化政策、構造改善政策、技術・情報政 策,経営合理化,協同化・組織化,取引条件の適 正化,輸出・輸入の振興,事業活動の調整,創 業・起業政策, 労働政策, 金融・税制, 環境政策, 国際化政策等々である。 各国で採用されている中 小企業政策は複雑且つ多種多様である.

そしてこうした中小企業政策の比較基準を認識し、明示することによって各国の特徴ある政策の内容や政策の世界的共通性を明らかにすることができる。かつて山中篤太郎氏は、世界の中小企業を3類型化し、さらに細分類をしていた。それによると、1)産業化国型(A型イギリス、B型欧州

大陸、C型アメリカ、D型日本)、2)発展途上国 型,3) 社会主義国型,の6つの型に整理してい る10. しかし、冷戦体制が崩壊した今日のグロー バル経済段階における世界中小企業問題と政策を 検討する前提として世界の経済を考察・類型化す る場合,1)の産業化国型を「多国籍企業国・先進 国型 | に、2) の発展途上国型は韓国、シンガポー ル、台湾、メキシコ、ブラジルのような NIEs と、 それ以外の諸国との区別、そして3)の社会主義 国型もソ連、東欧諸国の社会主義が崩壊して市場 経済へ移行しているこれら諸国と、また、それと は少し違うが社会主義市場経済をめざす中国やド イモイ政策を推進するヴェトナム等を区別した上 で「旧社会主義国型」として位置づけるのが妥当 であろう、このように社会経済的状況から国際比 較をする仮設として試みるのも1つの政策類型 化である。また、中小企業政策の中の特定のプロ グラムあるいは特定のプロジェクトから類型化を はかることも出来よう. 類型化は何を指標に用い るかによってまさに多様に可能である.

IV 中小企業政策の評価基準と民主的中小企業政策の構築

市場経済化を原理にするグローバル経済、企業の多国籍化、市場の一体化の展開は、「反グローバリゼーション」の運動の高まりに見られるようにグローバリズムとナショナリズムの対抗を生み出し、雇用問題、所得格差、地域格差、文化問題や環境問題等様々な問題を現出させていると同時に、地域に存立する中小企業問題を醸成し、複雑化させている。国内中小企業問題が国際問題として顕在化し、逆に国際問題が国内問題として設及する今日、そのことの中から個人と地域を重視する考えへの発想転換、とりわけ中小企業を基盤とするネットワーク構造へのパラダイム転換を促している。20世紀が規模の経済とグローバリゼーションの基準である効率性・競争性を最優先する

¹⁰⁾ 山中篤太郎『前掲書』20~29ページ.

原理(経済性・グローバル企業性の原理)であっ たとするならば、21世紀は個人・地域とネット ワークを基準とする公平性・社会性を採用した原 理(人間性,地域性の原理)への転換が必要であ る. 換言すれば「私的効率性」から「社会的効率 性 | への転換である、そしてその上で効率性・競 争性と公平性・社会性の対立ではない両者を止揚 した第3の基準として自然・環境基準を新たに 設定することが重要である. むしろこの自然・環 境基準が地球環境を重視する世界の潮流と適合的 であると考えられ、効率性基準と公平性基準の上 位基準として位置づけ、21世紀型政策の評価基 準となりうべきである. こうして経済政策・中小 企業政策の有効性の政策評価を行うことであ る11). グローバリゼーションとの矛盾は地球環境 問題を頂点にして生活の場、とくに地域に最も鋭 く現れているからである. つまり、市場経済のグ ローバル化の進展は、一方で世界独占の形成と国 内独占の強化、産業の集中化を生み、他方で「市 場の失敗」(market failure) の拡大と深化を醸成 しているのである.

「市場の失敗」は、市場メカニズムが有効に機能 しないがゆえに潜在的競争者を市場から閉め出す のみならず、独占力を抑制し、競争者として地域 に密着して存在している中小企業の新たな問題と なっている、中小企業政策の場でいえば、グロー バル市場、広域的地域市場で活動する内外多国籍 企業・世界独占の支配とナショナル市場での国内 独占・寡占の支配とが絡み合いながら、それらと ローカル市場ないしリージョナル市場で活動する 中小・零細企業との矛盾から生じる多層的・重層 的で多様な政策展開である。それは独占に対抗し、独占と競争する圧倒的多数の中小企業が競争過程で正当な成果配分を得られるように中小企業を支援し、促進する政策を必要にする。競争における国際的ルールの設定・確立と反独占政策の強化、投資における多国籍企業の規制と「地域再投資法」の制定、大企業に比較して政府規制や市場へのアクセス等への情報収集の不十分さによる競争上の不利の克服等々である。

もとより、総体としての中小企業は国民経済に おける競争の担い手であるが、中小企業の圧倒的 多数は、大企業に比して地域に存立基盤をもつ地 域密着型企業である. 地域経済・地域産業の主要 な担い手として地域の雇用吸収と創出、地域の所 得の確保、地域産業の苗床と創業といった経済的 役割を果たしている. こうした経済的役割だけで はなく、中小企業は、主として地域に立地するが ゆえにその地域社会では社会的・文化的役割をも 担っていることを無視することはできない、とく に,中小企業は,地域社会に「埋め込まれた」 (embedded) 存在であり、地域を存立の場とする ことによって経済的・社会的・文化的役割を果た している. 中小企業の地域社会における「社会性」 の認識が重要なのである. グローバル化に伴う 「市場の失敗」は、 地域社会における中小企業の 「社会性」をいかに認識し、その振興と発揮を行う かの対抗関係を造り出している. いわば、市場と 社会性との対立と協調の関係である. この両者は 相互規定的であると同時に、両者をいかに相互補 完性の関係にしていくのか、その政策評価基準に なるのが自然・環境基準である. ここに「存在と しての中小企業」の重要性の認識と「役割として の中小企業」の重要性の認識との統一をみること ができる.

したがって中小企業政策は、自然・環境基準を 上位基準に、市場原理の効率性・競争性のみでは なく、競争的市場を媒介としながらも、地域を軸 に公平性・社会性を優先しながら、地域を存立基 盤にしている中小企業の個性や潜在能力を社会の

¹¹⁾ 三輪・ラムザイヤ両氏の主張によると、「日本の政策研究は、政策評価の重要性や適切な評価の内容が十分には理解されず、適切な評価が行われてこなかった」、また「研究者の間にまで『政策評価』に対する関心が弱かった」と断じている。三輪芳朗・J. Mark Ramseyer「日本の経済政策と政策研究、とりわけ政策評価について一『産業政策』のケース一」一橋大学経済研究所編『経済研究』 Vol. 52 No. 3、岩波書店、2001年7月、p. 203を参照.

経済科学研究所 紀要 第32号(2002)

発展法則に沿って引き出し、活かすことである. この市場性と社会性の総体的な中小企業政策は、 国・中央政府が推進する全国一律の中央集権的政 策ではなく、「地方自治の本旨」=政策の分権に基 礎をおいた自治体が、国と対等な政策主体として 地域の特性と実態に応じた政策を策定し、中小企 業を支援・促進することである. その点で中小企 業・業者、自治体労働者を含む労働組合、住民・ 生活者等の政策形成主体としての連帯及びそれら の政策策定過程への参加が必要不可欠となり、そ の中でこそ民主的中小企業政策の決定と実行が可 能になる.

いずれにせよ、中小企業の存在意義と期待され

ている役割とが発揮しえる政策理念を実現する方途は、中小企業を独占に対抗する競争者、競争の担い手そして経済民主主義の形成者と位置づけることである。中小企業が市場性と社会性の統合体としていわば「市場の社会的構築」の役割を持つことである。政策展開における中小企業の「市場の社会的構築」の認識とその有無が、中小企業政策の国際比較の原点である。民主的中小企業政策の構築は、社会性をもった独立した中小企業の育成と地方分権・自治にもとづく経済民主主義という社会的枠組みの制度的整備が求められ、そのことによって地域経済、地域社会の発展と国民経済の民主的発展も可能になる。

(日本大学経済学部教授)